

2 全公図第 2 2 号  
令和 3 年 1 月 7 日

文化庁著作権課 御中  
文化審議会著作権分科会法制度小委員会 御中

全国公共図書館協議会  
会長 松川 桂子  
(印章省略)

文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」への意見について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当協議会の事業に御支援、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり提出させていただきます。

ご査収のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 第2章

### 第1節 入手困難資料へのアクセスの容易化（法第31条第3項関係）

#### 2. 対応の方向性（p. 4）

- 絶版等で入手困難となった資料について、国立国会図書館が一定の条件の下で、データを利用者に直接インターネット送信するため、制度整備を図ることは必要と考える。その際は、利用の範囲や手続き、利用条件、費用等について、現行の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」との整合性に十分配慮することが必要と考える。
- 著作権の保護期間内にある「入手困難資料」について、従来の複写サービス等における取扱いとの整合性に十分配慮することが必要と考える。

#### 3. 制度設計等（p. 5）

##### （1）補償金の取扱いを含めた全体の方向性（p. 5～7）

- 著作権者の権利が保護されるよう、補償金に関しては、多方面の意見を踏まえ、議論を深める必要があると考える。

##### （2）「絶版等資料」について（中古本の市場との関係を含む）（p. 7～10）

- 「絶版等資料」を「入手困難資料」と呼称を変更するに当たり、入手困難資料を判断する基準を明確にしていきたい。

##### （3）送信の形態（p. 10～11）

- 国民の利便性を高める工夫をしつつ、技術的な不正防止措置を講じることや著作権法の周知徹底を行うことが必要である。
- 国立国会図書館や文化庁長官が指定する指定管理団体等にID・パスワードを管理していただき、その際の個人情報の取り扱いについて慎重に検討する必要がある。

##### （4）受信者側での複製の取扱い（p. 11）

- 調査研究や、私的使用目的等の判断は難しく、権利制限の対象や基準を慎重に検討する必要がある。

##### （5）国立国会図書館から送信される入手困難資料に係る公の伝達権の制限（p. 11）

- 著作者の権利を不当に害しないことを要件に、公の伝達権の制限を設けるべきである。

## (6) 大学図書館・公共図書等が保有する入手困難資料の取扱い (p. 12)

- 国立国会図書館が保有する資料については、入手困難資料を特定し、公立図書館に周知していただきたい。国立国会図書館が保有していない資料の中で、公立図書館が保有するものについては、「入手困難資料」か否かを判断するため、基準を明確にいただきたい。
- 予算や人員、技術等については、自治体による差があることから、それぞれの公共図書館でデジタル化に対応することは難しい。  
国立国会図書館が保有していない資料を公共図書館がデジタル化する場合、国立国会図書館がデジタル化を代行する仕組みの検討が必要である。
- 公共図書館が提供するデータを国立国会図書館がデータ送信する場合には、各図書館が定める利用条件等との整合性を図られたい。

## 第2節 図書館資料の送信サービスの実施 (法第31条第1項第1号関係)

### 2. 対応の方向性 (p. 14)

- 著作権者の権利を保護するため、要件の設定や補償金請求権を付与する必要はあるが、図書館にとって予算的・事務的負担の増大が懸念される。より多くの図書館が本サービスを実施できるよう、実効性のあるきめ細かな制度設計を要望する。
- 公共図書館間の相互協力事業（図書館間でのレファレンスサービス等）においても、本送信サービスが実施できるよう、仕組みの検討が必要である。

### 3. 制度設計等 (p. 15)

#### (1) 正規の電子出版等をはじめとする市場との関係（一部分要件の取扱いを含む） (p. 15～17)

- 電子出版やオンデマンド出版など、絶版だった書籍資料が出版できるなど出版の形態が多様化している中、図書館が権利者の利益を不当に侵害することを避けるため、一定の厳格なルールに基づく統一的な判断が必要だと考える。
- 送信される著作物の分量等について、著作権者・利用者等の十分な理解を得ることができるよう、簡潔でわかりやすいガイドライン等を作成することを要望する。
- 現行の複写サービスと新たな送信サービスの間に齟齬のない整合の取れた基準となるよう検討していただきたい。

#### (2) 送信の形態・データの流出防止措置 (p. 17～18)

- 各公立図書館がデータの流出防止措置、送信実績の記録、補償金制度の運用に当たっての事務等を適切に実施できる人的・物的管理体制を、それぞ

れ構築することは非効率的、非現実的である。そのため、国において統一  
的なシステム等を整備していただきたい。

### (3) 主体となる図書館等の範囲 (p. 18)

- 人的、物的管理体制の構築が困難な図書館もあることから、具体的な基準を政省令やガイドラインで規定し、適切な運用が担保できる図書館等での実施を検討する必要がある。
- 各図書館で送信サービスを担当する職員に対して、研修を実施できるよう、国においてデータの流出防止措置、送信実績の記録、補償制度の運用統一なガイドラインやテキストを作成・提示していただきたい。

### (4) 補償金請求権の付与 (p. 18～21)

- 「実費」は、利用者負担であり、権利者へ還元されるものではない。また、個々の図書館で実費は異なる。補償金は、コピー・郵送サービスにおける印刷代・郵送代、人件費を超えた「図書等を購入する代わりに自宅等で読むことができる」価値に対して負担することであるため、「実費」とは異なることを認識した上で法体系を整備するなどの議論を進めるべきである。
- 法律上の補償金の支払い主体を図書館等の設置者とし、利用者に転嫁するかどうかを各図書館等において判断する場合、図書館等の設置者によって対応が分かれることは好ましくない。公立図書館は無料の原則があるが、補償金については、利用者が受益者として負担することが相当であるから、利用者が直接支払う仕組みにしていただきたい。国で体制とシステムを整備し、サービス利用者が直接指定管理団体へ支払う仕組みにしていただきたい。
- 補償金額及び料金体系の決定については、「中間まとめ」の通り指定管理団体が行っていただきたい。利用者の十分な理解を得ることができるよう、簡潔でわかりやすい内容とすることを要望する。
- 補償金負担を利用者に求めることについて、公立図書館の無料公開の原則に反しないものとして、サービス利用者が納得できる理由を示すとともに、法的根拠を整備するなどの措置を要望する。

### (5) その他 (サービス利用者の登録、脱法行為の防止) (p. 21)

- 「不適切な行為」や「脱法行為」を各図書館で完全に防止する仕組みを整備することは、非効率的、非現実的である。国において安全性の高いシステムを開発することとし、IDの一本化等で脱法行為を防止する仕組みを統一的に構築していただきたい。なお、利用者のプライバシー保護の観点から、情報管理のあり方については慎重に議論するべきである。

### 第3章

#### まとめ（関連する諸課題の取扱いを含む）（p. 22）

- 第2章第2節については様々な検討課題（システム構築や詳細なガイドライン作成、補償金等）があるため、本件制度設計においては、サービス提供者である公立図書館や関係機関と連携し、丁寧な意見聴取を要望する。